

令和8年度

# 庄原市中小企業資金融資制度のご案内

庄原市では、中小企業の皆様の資金運営の円滑化を図るために、金融機関・広島県信用保証協会と協力して「庄原市中小企業資金融資制度」を設けています。

## 《融資制度の内容》

融資条件	資金使途	対象	融資限度額	融期	資 間	融 利	資 率
①市内で1年以上同一事業を営んでいる中小企業者、協同組合等、NPO法人等 ②返済能力を有すること ③金融機関から取引停止処分を受けていないこと ④市税を完納していること	運転資金	中小企業者及び協同組合等	1,000万円	10カ年以内		1.9%以内 (2.2)	
	設備資金 (土地取得費は除く。設備の設置場所は、市内であること。)	中小企業者及び協同組合等	1,500万円 (所要資金の70%以下)	10カ年以内		1.9%以内 (2.2)	
信用保証料率	0.32%~1.33% (所定の信用保証料率より30%低減した率)						
申し込み先	○広島みどり信用金庫：本店・西城支店・東城支店・高野支店・比和支店 ○広島銀行：庄原支店・東城支店 ○中国銀行：東城支店・三次支店 ○しまなみ信用金庫：東城支店						

R8.4.1 適用

※ ( ) は信用保証なしの場合です。

## 《ご利用の手続き》

### ① 金融相談

取扱金融機関にご相談ください。

○広島みどり信用金庫〈本店・西城支店・東城支店・高野支店・比和支店〉

○広島銀行〈庄原支店・東城支店〉

○中国銀行〈東城支店・三次支店〉

○しまなみ信用金庫〈東城支店〉

### ② 融資の申込み

取扱金融機関へ融資をお申込みください。

取扱金融機関で必要事項を審査及び調査等を行い、融資の可否を決定します。

また、広島県信用保証協会の信用保証が原則必要となりますので、金融機関でご相談ください。

※融資申込の際には市税の完納証明が必要です。

### ③ 融資の実行

金融機関と金銭消費貸借契約を締結して融資されます。

### ④ 返済

金融機関へ金銭消費貸借契約約定どおりご返済ください。

**\* 本制度は市税を完納している方に限られます。**

### ■問い合わせ

庄原市 産業振興部 商工振興課 商工振興係

〒727-8501

庄原市中本町一丁目 10 番 1 号

☎ 0824-73-1178

FAX 0824-72-3322

Eメール [syukou-shinkou@city.shobara.lg.jp](mailto:syukou-shinkou@city.shobara.lg.jp)